# 令和7年4月からの保育料・副食費について

朝倉市子ども未来課保育所係

#### 保育料・副食費の決定方法

児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。4月から8月までについては「令和6年度」、9月から3月までについては「令和7年度」の市民税額で計算します。なお、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定します。

### 夕 保育料・副食費

裏面のとおりです。

### 3 多子世帯などへの保育料・副食費の軽減措置

世帯の市民税所得割合算額によって子どもの数え方(第〇子、〇人目)が変わります。

- (1) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯
  - →保育料は、上の子どもが小学生以上の場合も含め第2子半額、第3子以降無料
  - →副食費は、免除



- ※ 上の子どもの収入等により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。上の子どもが 別居の場合は、生計を一にすると客観的に判断できる書類(学生証の写しなど)の提出が必要です。
  - (2) 世帯の市民税所得割合算額が57,700円以上の世帯
    - ※ ひとり親世帯等の場合は市民税所得割合算額が77,101円以上の世帯
      - →保育料は、小学校就学前の子どもにおいて、上から2人目が半額、3人目以降が無料
      - →副食費は、小学校就学前の子どもにおいて、上から3人目以降が免除

			(年少)	(年中)	(年長)	(小1)	(小2)		(高3)	
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	•••	17歳	
				無償化						
		,							A	
第5子 [3人目] 無料	第 4 · 【2人E 半割	11 🦰		第3子		第2子		第1子	44	
***************************************		- 37			77		3.5		W	

## 4 ひとり親世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯等で世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯は、第2子以降の保育料が無料です。

0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	(小1) 6歳	(小2) 7歳	 (高3) 17歳	
第3子 無料	第 2 無料			無償化第1号	7				

※ ひとり親世帯等とは、母子家庭、父子家庭及び障がい者のいる世帯をいいます。

#### 令和7年度 朝倉市の保育料・副食費 (利用者負担額)

(保育所、認定こども園(保育所としての利用)、特定地域型保育事業)

	保育料											副食費						
		年齡区分	5 威木演児										3歳以上児	3歳未満!	3 蔵以上児			
階層	<b>階層</b> 市民税所得割課税額		1人目		57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合:77,1 ※小学生以上の子どもを行 2人目 3,2			1円未満) (ひとり親世帯等の		親世帯等の場	57,700円以上 帯等の場合:77,101円以上) 以上の子どもを含めない 3人目以降				57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合:77,101円未	※小学生	57,700円以上 (ひとり親世帯等の場合:77,101円以上) ※小学生以上の子どもを含めない	
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間				1人目	2人目	3人目
1	生活	保護世帯	0	0	0	0	0	0							免除			
2A	非課税世帯でひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0					1 /		免除			
2	非課	税世帯	0	0	0	0	0	0					1		免除			
3A		48,600円未満でひとり親世帯等	8,800	8,650	0 (特例措置)	0 (特例措置)	0 (特例措置)	0 (特例措置)					1 /		免除			
3	:	48,600円未満	18,400	18,100	9,200	9,050	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)					1 /		免除			
4A	-	48,600円以上77,101円未満でひとり親世帯等	9,000	9,000	0 (特例措置)	0 (特例措置)	0 (特例措置)	0 (特例措置)					1 /		免除			
4	課	48,600円以上97,000円未満	28,000	27,600	14,000 (軽減措置)	13,800 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)	14,000 (軽減措置)	13,800 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)			免除	4,500	4,500	免除
5	税	97,000円以上132,000円未満	36,000	35,400					18,000 (軽減措置)	17,700 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)				4,500	4,500 4,500 免除	
6	帯	132,000円以上169,000円未満	39,200	38,600					19,600 (軽減措置)	19,300 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)				4,500	4,500	免除
7		169,000円以上301,000円未満	56,600	55,800					28,300 (軽減措置)	27,900 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)				4,500	4,500	免除
8		301,000円以上397,000円未満	64,800	63,800					32,400 (軽減措置)	31,900 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0 (軽減措置)				4,500	4,500	免除
9		397,000円以上		82,900					42,100 (軽減措置)	41,450 (軽減措置)	0 (軽減措置)	0				4,500	4,500	免除

<sup>※</sup>ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯及び障がい者のいる世帯をいいます。

※8月分までの保育料及び副食費は、前年度の市民税課税額、9月以降の保育料及び副食費は当年度の市民税課税額を基に決定します。

4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
前年度市民税課税額							当生	丰度市民税誤	<b>R税額</b>	•			

<sup>※</sup>保育料及び副食費を決定する際の市民税課税額の計算には、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、寄付金税額控除等の控除できないものがあります。

<sup>※</sup>保育料及び副食費は、児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。ただし、児童の父母に一定額の収入がない場合には、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定することもあります。

<sup>※</sup>副食費の免除基準については、公立保育所、私立保育所、認定こども園(保育所として利用)及び特定地域型保育事業で同基準としていますが、金額については、施設によって違いますので各施設にお尋ねください。 <mark>(上記表の4,500円は公立保育所における金額です。)</mark>

<sup>※</sup>この保育料及び副食費のほかに、施設によって教材代、行事代等の実費がかかる場合があります。